

奈良市公告第 192 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市クラウド P B X 等設備賃貸借業務
- (2) 業務場所 奈良市役所本庁舎 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
- (3) 業務期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 1 1 年 2 月 2 8 日まで
- (4) 業務概要 奈良市クラウド P B X 等設備賃貸借業務仕様書による

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加できる者は、単独事業者又は共同企業体のいずれかによるものとし、次に掲げるそれぞれの要件を全て満たすものとする。

(1) 単独事業者の要件

- (ア) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成 8 年 4 月 1 日施行）に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- (ウ) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないものであること。
- (エ) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- (オ) 奈良市暴力団排除条例（平成 2 4 年奈良市条例第 2 4 号）第 6 条に規定する措置の対象でないこと。なお、本市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 2 2 年 4 月 1 日発効）に基づき、所轄警察署長に照会する場合がある。
- (カ) その他市長がこの入札に参加することを不適切と認めていない者であること。
- (キ) 過去 2 年間に、国・地方公共団体・民間等に対して、本業務と同規模程度のクラウド P B X 契約及び保守契約の実績が複数あること。

(2) 共同企業体の要件

- (ア)共同企業体(以下「JV」という。)を構成するすべての事業者について、4 (1) (ア)～(カ)を満たすことが必要である。4 (1) (キ)については、システムを構築する事業者が満たすことが必要である。構築実績は構築事業者、保守実績は保守事業者がそれぞれ満たすこと。
- (イ)JV を結成する場合は、代表者を決める必要がある。なお、JV を構成する全ての事業者は、複数の JV に所属することができない。また、JV に所属しながら単独で入札への参加についても、行うことができない。
- (ウ)参加申請や質問等は代表者が代表して行うものとし、市からの通知や回答等についても代表者のみに行う。
- (エ)入札参加申請書については、(様式第 4 号)を使用すること。また、(様式第 8 号) 業務実績証明書は、まとめて1つの調書とすること。会社概要(様式自由)については、JV を構成するすべての事業者について提出すること。

3. 仕様書等を示す日時

- (1) 令和7年11月10日午前9時(予定)以降に、奈良市ホームページに本賃貸借契約の入札情報が掲載されるので、同ホームページより仕様書等はダウンロードすること。

4. 仕様書等に関する質問の受付

疑義がある場合は、書面をもって、資産管理課まで提出すること。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限及び回答期日

(ア)質問受付期間

令和7年11月10日(月)から同年11月13日(木)17時まで。

(イ)回答期日

令和7年11月18日(火)までに奈良市公式ホームページに掲載(予定)

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/12/>

(2) 受付方法

メールにて必要事項を明記のうえ、「(様式第 10 号) 質問書」を添付ファイルとして送信し、電話にて到達確認の連絡を行うこと。(来訪・遠隔会議等による問い合わせには対応しない。)

メールの件名を「奈良市クラウドP B X等設備賃貸借業務に関する質問」とすること。

(ア)必要事項

商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

(イ)質問様式

(様式第 10 号) 質問書

(ウ)提出先

奈良市役所総務部資産管理課

メールアドレス：shisankanri@city.nara.lg.jp

5. 開札の場所及び日時

(1) 開札の日時 令和7年11月28日(金) 16時

(2) 開札の場所 奈良市役所 中央棟3階 入札室

6. 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

(ア)入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項に該当する場合は、これを免除する。

7. 入札参加申請

(1) 提出書類

(ア)(様式第3号)入札参加申請書

(イ)(様式第4号)入札参加申請書(共同企業体用)※共同企業体での参加の場合

(ウ)(様式第5号)共同企業体協定書※共同企業体での参加の場合

(エ)(様式第6号)共同企業体に係る委任状※共同企業体での参加の場合

(オ)(様式第7号)保守体制整備証明書

(カ)(様式第8号)業務実績証明書

※業務実績について、「(様式第8号)業務実績証明書」を提出することとし、
契約書の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。なお、業務実績は、過去2年間に、国・地方公共団体・民間等に対して行った本業務と同規模程度の電話交換機賃貸借契約及び保守契約の実績とする。

(キ)(様式第9号)郵便入札用封筒

(ク)ISMAPに登録済み、または登録予定が確定していることがわかる書類

(ケ)令和7年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類を提出すること。

① 納税証明書の写し

・奈良市内の事業者(奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年度分の市・県民税(法人にあつては法人市民税)及び固定資産税(入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分)

・奈良市外の事業者〔国税納税地を管轄する税務署で証明〕

納税証明書の写し「その3」、「その3の2」又は「その3の3」

② 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し（発行後3か月以内のもの。）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

令和7年11月10日（月）から同年11月18日（火）まで。

(4) 提出方法

郵送で提出すること。なお、書留等の配達記録が残る方法にて、提出期間内に必着とする。また、郵送で提出した旨を後記「(5) 提出場所」まで電話連絡し、到達確認をすること。

(5) 提出場所

〒630-8012

奈良市役所総務部資産管理課庁舎・公用車管理係

住所：奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 東棟1階

電話番号：0742-34-4999

8. 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加承認の可否は令和7年11月20日（木）までに単独事業者の場合は事業者、又は共同企業体の場合は共同企業体の代表者に対し、通知する。通知は「(様式第3号) 入札参加申請書」及び「(様式第4号) 入札参加申請書（共同企業体用）」に記載されたメールアドレスに送信し、原本については後日郵送する。なお、参加資格の確認がされた入札参加者数等の情報は公表しない。

9. 入札に関する事項

奈良市物品購入等郵便入札試行要領に準ずる郵便入札とする。

(1) 入札書の郵送方法

入札書（様式第1号）に必要事項を記載し、後記（2）の到達期限までに、一般書留又は簡易書留により郵送する。この場合において、郵送に要する費用は、入札参加者の負担とする。入札書は、郵便入札用封筒（様式第9号）のとおり記載した封筒に入れて封印する。なお、奈良市に到着後、送付者に到着連絡を行う。

(2) 入札書の到達期限

令和7年11月27日（木）必着

(3) 入札書の送付先

〒630-8012

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所総務部資産管理課庁舎・公用車管理係

(4) 開札の場所及び日時

開札の場所 奈良市役所 中央棟 3 階 入札室

開札の日時 令和 7 年 1 1 月 2 8 日 (金) 1 6 時

(5) 入札書の記入方法

入札書に記入する金額は、総額（賃貸借料及び通話料）の見積額を 3 6（ヶ月分）で除した 1 ヶ月分（税抜き）の金額を記載する。従量制の場合は、あらかじめ本市が定めた 1 ヶ月分の分数（別添 1「奈良市クラウド P B X 等設備賃貸借業務仕様書 1 0 . 通話料（2）」参照）を基準として、各社の課金単価に基づき算出のうえ記載する。ただし、全ての分数は有料通話として算出すること。また、本市が定めた 1 ヶ月分の分数における項目の内、各社の課金単価に合わない項目に関しては、相当する項目に置き換え算出すること。定額制の場合は、スマートフォンの台数に応じた金額で算出すること。入札者は、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(6) 開札の立会い

(ア) 入札参加者の中から立会人を 1 名選任し、開札立会依頼書（様式第 12 号）を送付する。

(イ) 開札の立会いは、入札参加者又は入札参加者から委任を受けた代理人が行う。この場合に おいて、代理人が立会いを行う場合は、開札用委任状（様式第 13 号）を必要とする。

(ウ) 開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該開札事務執行者及び開札事務従事者でない職員が立ち会う。

(エ) 立会人は、当該開札終了後、開札確認書（様式第 14 号）により、公正かつ適正な入札であったことを確認する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者による入札

(イ) 委任状の提出がない代理人による入札

(ウ) 入札書に入札金額、件名の表示又は記名押印を欠く入札

(エ) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(オ) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(カ) 同一入札者が出した同一項目についての 2 以上の入札

(キ) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

- (ク)入札書の日付が開札日でない入札
- (ケ)その他入札に関する条件に違反した入札
- (コ)その他市長の定める入札条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法

落札者は、予定価格（賃貸借料及び通話料の月額総額）の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、立会人による開札後に行うくじ引きにより落札者を決定する。

11. その他

(1) 配布書類の取り扱い

- (ア)本市が配布した資料は、入札が終了した時点で全て返却又は責任をもつての破棄を行うこと。
- (イ)本市が配布した資料は、本業務にのみ使用し、入札参加の構成員以外に公開しないこと。

(2) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(3) 辞退

「入札参加申請書」を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札書等の提出期限までに、(様式11号)「辞退届」を提出すること。その際は本市が配布した資料は全て返却又は責任をもつての破棄を行うこと。なお、辞退をもって以後不利益を被ることはない。

(4) 注意事項

入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り信頼を失うことのないよう注意すること。

12. 当該入札に関する担当部署

〒630-8012

奈良市役所総務部資産管理課庁舎・公用車管理係

住 所：奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 東棟1階

電話番号：0742-34-4999

メールアドレス：shisankanri@city.nara.lg.jp